

# 誓約書

家畜商法第4条の各号に該当していないことを誓約します。

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

## 家畜商法 第4条

第4条 前条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第1項の免許を与えない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）若しくは家畜取引法（昭和61年法律第123号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者。
- 3 第7条第1項又は第2項（免許の取消及び業務の停止）の規定による免許の取消（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から2年を経過しない者。ただし、本条第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。
- 4 家畜の取引の業務を行う事業所を2以上設ける者であってそのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが前条第2項第1号に該当する者でないもの。
- 5 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従事者を置く者であって、その者の当該業務に従事する前条第2項第1号に該当する者のすべて（当該業務を行なう事業所を2以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が、第1号から第3号までのいずれかに該当するもの。